

令和8年度

商店街

社会課題解決型補助金

募集期間

令和8年5月11日(月)～6月12日(金) 17時必着

少子化・高齢化など地域社会の課題を解決するための商店街の取組みに係る経費の一部を補助します。

- (1) 少子化・高齢化
- (2) 障がい者支援
- (3) 生活の安全及び安心
- (4) 地域資源活用・農商工連携
- (5) 環境問題
- (6) 買い物困難者支援
- (7) 「新しい生活様式」への対応
- (8) その他、市長が特に重要と認める課題

詳細は裏面をご覧ください。

補助上限額

最大

200万円

補助率

補助対象経費の

2/3 以下

審査会日時

令和8年7月7日(火)予定

※日程は前後することがあります

※時間については別途ご案内いたします

福岡市 経済観光文化局
総務・中小企業部
地域産業支援課

☎ : 092-441-3303

✉ : chiikisangyo.EPB@city.fukuoka.lg.jp

申請時の注意事項

- ☑ 申請関係書類一式の提出は**期限厳守**でお願いいたします。
申請受付メールアドレス✉chiikisangyo.EPB@city.fukuoka.lg.jp
- ☑ 事業の計画段階から、**事前にご相談**ください。
- ☑ **審査会**に出席のうえ、事業内容をご説明いただきます。
申請内容について審査を行い、**採択または不採択を決定**いたします。
- ☑ 申請書作成にあたっては、市ホームページにある**審査基準**をご確認ください。

その他注意事項

- 応募状況等によって追加募集をする場合もあります。
- 申請関係書類一式とは、申請書・会員名簿・規約、規則等・直近の総会資料です。
- 申請時は1業者に支払う予定金額が10万円を超えるものについては見積書の添付が必要です。実績報告時は請求書等支出内容がわかる書類と領収書等支払済であることを確認できる書類の提出が必要です。
- 事業内容に変更が生じる場合は補助対象にならない場合もあるので、必ず**変更前**にご連絡ください。
- 商店街社会課題解決型補助金を活用いただけるのは年度内に1回までです。
- 事業終了後、報告会において事業の報告をしていただきます。
(日時等は別途お知らせします。)

申請書様式や審査基準は市ホームページをご確認ください。

福岡市 商店街支援

検索

